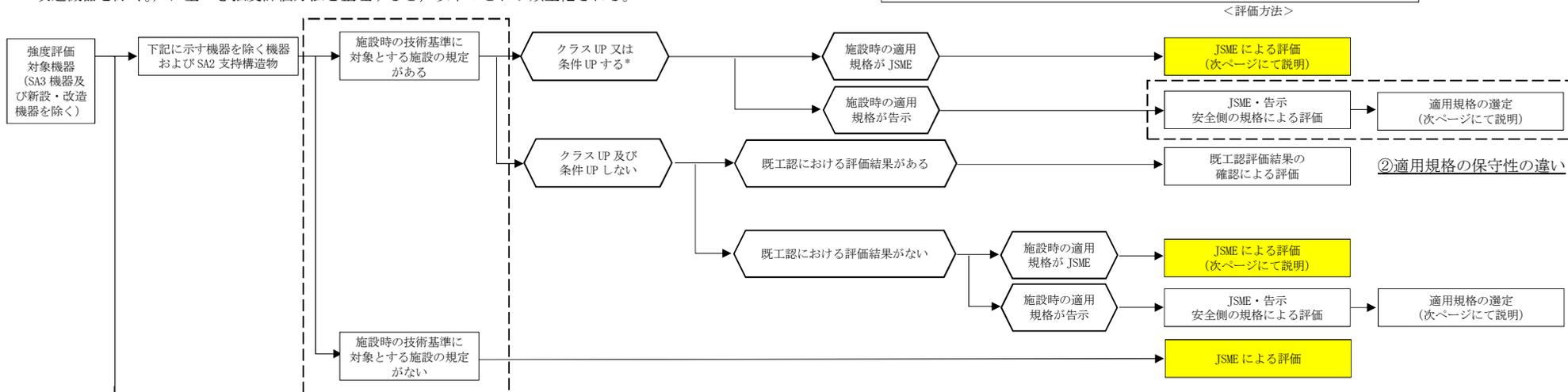


強度評価に関する基本的な考え方（東海第二）

1. 強度計算の基本方針に基づく評価区分の整理フロー

今回の申請範囲における強度評価対象機器の強度評価方法について、強度計算の基本方針（SAクラス3機器及び新設・改造機器を除く。）に基づき強度評価方法を整理すると、以下のとおり類型化される。

注記*：クラスアップする機器
 DB設備
 「DBクラス2→DBクラス1」及び「Nonクラス→DBクラス3」となるもの
 （例：RCPB拡大範囲、火災防護設備）
 SA設備
 「SAクラス2（DBクラス1又はDBクラス2に属するものを除く）」となるもの
 条件アップする機器
 SA設備にあって、「DB条件にSA条件が包絡されないもの」



①技術基準の規定の有無による差異

SA2機器であって
クラス2機器の規定によらない場合
(機器または部位)

同等性を示す方法
(SA2に対する同等性)

- a. 評価式が規定されていない場合
 - (a) 長方形板の大たおみ式を用いた評価
 - (b) クラス3ポンプの規定を準用した評価
 - (c) おじ山せん断破壊式を用いた評価
- b. 精緻な評価を実施する場合
 - (a) クラス1容器の規定を準用した評価

SA2機器であって
クラス1容器及びクラス1管
(管の基本板厚計算を除く)

JSMEによる評価

【容器及び配管】
運転状態Vを考慮した評価

SA2機器であって
原子炉格納容器

JSMEによる評価

消火設備用ポンベ
又は消火器

高圧ガス保安法又は
消防法に適合
(技術基準17条と同水準)

火災防護設備用
水源タンク

JISに適合
(技術基準17条と同水準)

色分けによる表示

■: JSMEによる評価を実施

■: 同等性を示す方法を記載

■: 技術基準17条と同水準の規格に適合する旨を記載

